

## 4月から港町地区の一部で下水道が供用開始されます

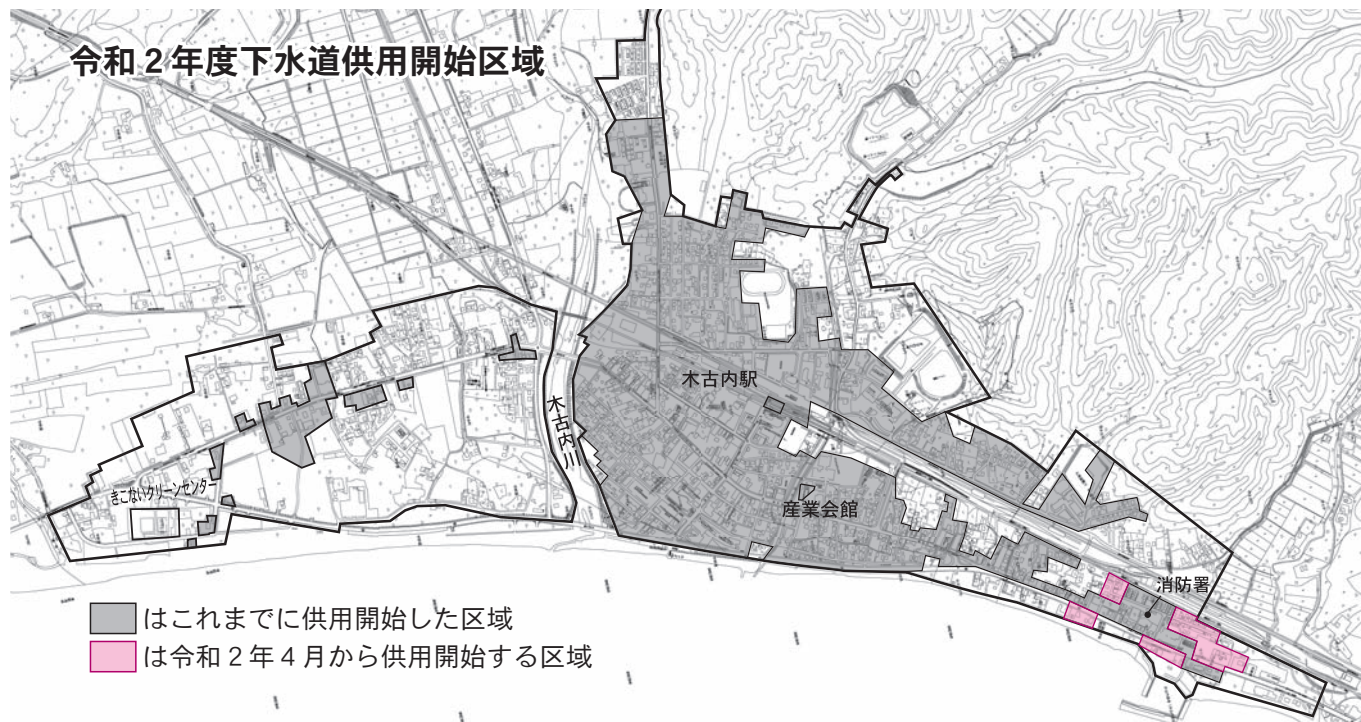
**下水道の早期接続にご協力をお願いします**

平成17年4月から一部の地域で供用開始した下水道は、令和2年2月末現在で697戸（供用開始区域にある世帯の約64%）の家庭で接続し、使用いただいています。

4月からは、さらに下図で供用開始となりますので今後もさらなる接続にご協力をお願いします。

また、下水道を接続するための補助金や資金の融資をあつせんする制度は、供用開始区域になつてから、3年を経過すると利用できなくなります。平成30年4月に供用開始区域となつた方は、令和3年3月までとなつていきますので、早期の接続にご協力をお願いします。

下水道に関する事で不明な点がある場合は、下記までお問い合わせください。



## 合併処理浄化槽の設置をご利用ください

上図の公共下水道を整備する区域外に居住される方を対象に、合併処理浄化槽の設置工事費の補助を行っています。

合併浄化槽を設置する工事の補助金額は表1、水洗トイレ改造工事の補助金額は表2となりますので是非ご利用ください。

なお、合併処理浄化槽を使用するにあたって維持管理費用は個人負担となっています。

表1 合併処理浄化槽設置工事の補助金額

人槽区分	補助金額(上限)
5人槽(1日当たり最大1.0m <sup>3</sup> を処理)	90万円
7人槽(1日当たり最大1.4m <sup>3</sup> を処理)	110万円
10人槽以上(1日当たり最大2.0m <sup>3</sup> を処理)	130万円

表2 水洗トイレ改造工事の補助金額

内容	補助金額
工事費の融資あつせん	融資返済時に発生する利子を補給
工事費補助	便器1器の場合 3万円
	便器2器の場合 5万円(上限2基)

(2つの制度を重複することはできません)



■このページに関するお問い合わせ  
建設水道課上下水道グループ  
☎01392-2-3131